

飲食トピックス

税理士法人 長谷川会計
〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1
TEL 082-272-5868
URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

従業員への食事提供の非課税枠が拡大されます

従業員への食事の支給に対する所得税の非課税限度額が大幅に引き上げられました。福利厚生制度の見直しや税務処理に直接影響する内容となりますので、改正のポイントを確認しておきましょう。

事業主が従業員に食事を提供する場合、

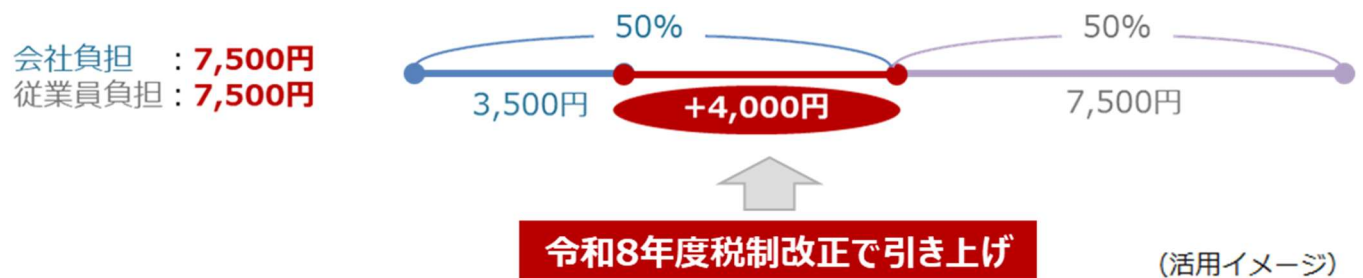
- 事業者が自ら調理した場合：材料費などの直接費相当額
- 飲食店などで購入した場合：購入価額相当額

を目安とし、**原則として給与課税の対象**となります。ただし、

- ① 従業員が食事の価額の **50%以上を負担**していること
- ② 事業者負担額が、**非課税限度額**以内であること

この2つの要件を満たす場合、**給与課税の対象とはなりません**。

令和8年度税制改正により、②の非課税限度額が
月額 3,500 円 → 月額 **7,500 円** に引き上げられます。



また、深夜勤務に伴う夜食の支給において、非課税とされる金額が、
1 回 300 円 → 1 回 **650 円** に引き上げられます。

◇ 対応のポイント

- 社員食堂・弁当補助など、食事提供制度がある場合には、内容を確認
- 深夜勤務時に「夜食手当」を支給している場合は、金額を確認
- 新しい非課税限度額に合わせた負担額や支給額の見直しの検討
- 各種規定の確認、見直しの検討

改正の適用開始は令和8年4月1日以後に支給する食事からとなります。
食事支給を通じて、従業員の福利厚生を充実させていきましょう！

当社ホームページで、飲食店税務Q & A、飲食業経営情報を掲載しています。
ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介ください。

<http://www.hasegawakaikei.com/restaurant-business-tax-topic/>

